

令和5年3月28日

名古屋市立学校（園）長 様

教務部学事課長
総務部学校整備課長
生涯学習部生涯学習課長

学校において、PTA から寄附を受けた建物、工作物及び物品の調査にかかる
補足事項の追記及び提出期限の変更について

令和5年3月20日付「学校において、PTA から寄附を受けた建物、工作物及び物品の調査について」により各学校（園）に照会をさせていただいているところですが、各校から様々な質問等が寄せられていることから、改めて照会内容に関する質問等を踏まえた補足事項を追記させていただくとともに、調査に万全を期すため提出期限を令和5年4月21日（金）まで延長させていただきます。

本件につきましては、市立小・中学校 PTA からの寄付物品等の受納手続きが漏れていた事案に関する報道を受け、全校調査を実施するものでございますので、くれぐれも報告漏れが生じることのないよう、綿密な調査を実施していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

記

1 調査内容

(1) 調査対象期間 ※変更なし

平成30年度から令和4年度にかけて、5か年分

(2) 調査対象

調査対象期間中に学校において PTA から寄附を受けた以下のもの。

ア 建物（建物付属設備^(注1)を含む） ※変更なし

(注1) 建物付属設備とは、建物の効用を高め、建物に取り付けることによって初めて機能を発揮する電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等を指します。

(例：空調設備（ただし、ドライバー等での取付け、取外しが容易なものは物品と整理する）、照明設備等)

イ 工作物^(注2) ※変更なし

(注2) 工作物とは、土地又は建物に固定し、継続的に使用される人工的構築物を指します。

(例：遊具、体育館スクリーン、藤棚、時計台、記念碑、屋根付きベンチ、樹木等)

ウ 物品 (注3) ※追加情報あり

各学校（園）から問い合わせのあった例につきまして、下線のとおり追加でお示しします。各学校においてご確認の上、調査漏れのないようにお願いします。

また、参考に PTA 会計で購入した部活動関係用品につきましても、併せてご報告をお願いします。

調査対象	調査対象外
<ul style="list-style-type: none">・PTA 会計から学校が寄附として受納した物品 (例：ボール、一輪車、図書、手指消毒薬（学校備え付けのもの）、校歌額、<u>ミストシャワー、壁掛け扇風機（設置が簡易なもの）</u>等)・<u>PTA 会計で購入した部活動関係用品</u> (例：学校備え付けのユニフォーム、<u>部活動用のボール</u>等)	<ul style="list-style-type: none">・学校に保管してあるが、PTA の所有であるもの (例：P バレー用のボール、PTA 広報誌用のデジタルカメラ、PTA 清掃ボランティア用の消毒薬、<u>PTA 活動用のパソコン</u>等)・PTA から児童生徒一人ひとりに贈られるもの (例：入学・進級・卒業祝い品、児童生徒用のマスク等)

(注3) 金額の多寡にかかわらず、対象となるものはすべて報告してください。

2 提出物等

(1) 提出物 ※変更なし

「○○○○調査票（PTA から学校への寄附）」（○○○○は学校コード）

(2) 提出方法 ※変更なし

上記の調査票データを、学事課学校財務係ファイルポスト（R4.7.22 付「学事課学校財務係ファイルポストの設置について（通知）参照」）に格納してありますので、そのファイルに直接記入してください。

(3) 提出期限 ※変更あり

令和5年4月21日（金）17時まで

提出期限が年度をまたぐことになるため、ファイルポストの更新作業が発生します。学校財務係につきましては、4月3日（月）に作業を行う予定です。調査票につきましては、4月3日（月）に一度回収した上で、令和5年度用のファイルポストに格納し直します。4月3日（月）につきましては入力作業を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

物品の寄附について：学事課学校財務係(TEL：972-3215)

建物、工作物の寄附について：学校整備課管理係(TEL：972-3222)

PTA 全般について：生涯学習課社会教育係(TEL：950-5046)